

入札告示

札幌市告示第4043号

備蓄物資保管業務（豊平川西側）に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和7年9月29日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市危機管理局危機管理部危機管理課
避難支援担当 電話 011-211-3062 (FAX 011-218-5115)

2 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
備蓄物資保管業務（豊平川西側）
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約の日から令和10年3月31日までの複数年契約とする。
- (4) 履行場所
入札説明書に添付する業務委託仕様書により別途指定する場所
- (5) 入札方法
総合評価一般競争入札による。
予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書及び企画提案書を提出すること。
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、「業種」が大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録されていること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札書等の受領期限
令和7年10月20日（月）12時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年10月30日（木）10時00分
開札場所は上記1に同じ。
- (4) 入札書の提出方法
上記(2)の受領期限までに持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、入札説明書に示す書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」（別紙）に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において、入札があった者のうち、総得点の最も高い者を落札者とする。

ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」（別紙）に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を付与する。なお、技術評価点の採点は、評価委員会において、入札者から提出された企画提案書を公正に審査し、行うものとする。

イ 入札価格の評価

入札価格等については、「落札者決定基準」(別紙)に基づき、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」という。)を付与する。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点数である総合評価点が高い者を落札者とする。(予定価格の制限の範囲内において、入札があったことが前提となる。また、「落札者決定基準」(別紙)に定める内容をすべて満たしていることが前提となる。)

エ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき(同点のとき)の決定方法

総合評価点と同じものが2者以上ある場合、「技術評価点」が高いものを落札者とする。また、「技術評価点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、別途日を定め、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

オ 総合評価点の最も高い者を落札者とするのが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合の対応

その者から事情を聴取のうえ、合理的な理由がないと認められるときは、その者を落札者とせず、次点のものを落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。